

福井県自然保護センターの物品貸出しに関する規程

(目的)

第1条 福井県自然保護センター(以下「センター」という。)で所有する物品は、この規程の定めるところにより貸出しを行うことができる。

(定義)

第2条 前条の物品とは、センターの登録資料で、各標本類などの実物、レプリカ、写真、映像、音声(ビデオ、8ミリ、16ミリ、写真、音声テープ)、自然史のデータベースとなるような書籍、論文等の文献類(事務的な文献類を除く)のうち、センター所長(以下「所長」という。)が適当と認めたものをいう。

(貸出の申請)

第3条 前条の物品の貸出しを受けようとする者は、様式1の申請書を、貸出し日1週間前までに所長に提出して許可を受けなければならない。

(貸出の許可)

第4条 所長は貸出し申請書の提出があった場合、貸出しの目的、内容およびセンターの業務への影響等を検討し、適当と認めるときは貸出しの許可をするものとする。

2. 貸出しの許可は、下記の目的にかなうと所長が認めた場合とする。

1. 自然保護の普及、啓蒙を目的とする。
2. 営利営業を目的としない。
3. その他、所長が適当と認める目的。

3. 貸出しを受けたものは、速やかに様式2の受理書を所長に提出しなければならない。

(貸出し期間)

第5条 貸出し期間は原則として1月以内とする。ただし、所長が必要と認めるときは、さらに3月以内の範囲で貸出し期間を延長することができる。(貸出し延長申請書・様式3号)

(遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 物品をき損しないこと。
- (2) 転貸しないこと。
- (3) 貸出し物品の全部もしくは一部を複製、コピー等を行ってはならない。

ただし、所長の許可がある場合はこの限りではない。

- (4) 展示等を行う場合にはセンター所蔵である旨の表示を行うこと。
- (5) 前4号のほか、所長の指示した事項

(貸出しの許可取消)

第7条 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの許可を取消することができる。

- (1) 申請者が第6条の規程に違反したとき。
- (2) 申請者としてふさわしくない行為があったと認められたとき。

(貸出し品の賠償)

第8条 申請者が物品をき損若しくは滅失したときは、何人の所為たるを問わず所長の定める損害額を賠償しなければならない。

(貸出し品の返却)

第9条 使用を終わったときは清潔にし、整備してセンターに引き渡さなければならない。

附 則

この規程は、平成18年10月18日から施行する。